

たばこは地元から!!
～たばこ税は
貴重な財源です～

Information 広場

平成25年度奨学金案内

奨学金を希望する皆さんへ ～応援します! あなたの夢を!～

【願書提出期限】

平成25年3月14日(木)

【願書提出先】

- 高校・専修学校・・・藤里中学校
- 短大・大学等・・・町教育委員会学校教育係

【貸与額(借りられる金額)】

- 高校・専修学校・・・月額13,000円
- 短大・大学等・・・月額35,000円

【貸与期間】

平成25年4月から卒業するまで(標準修業期間)

【貸与利率】・無利子

【償還期間】

- 高校・専修学校・・・当該学校卒業後7年以内
- 短大・大学等・・・当該学校卒業後10年以内

【保証人】

保護者1名及び連帯保証人1名(藤里町民に限る)

【留意事項】

次の場合は貸与されないことがあります。

- ①保護者や保証人に税金等の未納金がある場合。
- ②税金の申告をしていない場合。

【その他】

- 秋田育英会の奨学生募集(在学採用:5月上旬予定)
- ・対象 平成25年4月に大学・短大に入学し1年に在籍していること。
- ・募集人数 秋田県30人以内
- 能代市ふるさと人材育成・定住促進奨学金の奨学生募集
- 3月1日(金)～3月29日(金)
- ・対象 能代市又は山本郡内に居住する住民の子弟。
- ・募集人数 藤里町1人

【お問い合わせ先】藤里町教育委員会 学校教育係

☎79-1327(内線317)

高齢者等宅除排雪助成事業

経済的、身体的に除排雪を行うことが困難な高齢者世帯や身体障害者等の世帯に対して除排雪に係る費用の一部を助成し支援を行います。

◆どのような人がこの事業を利用できますか?

- ①住所が有り、実際に住んでいること。
 - ②町民税が**非課税**の世帯であること。
 - ③親族や近隣者から援助を受けられない。
- ※①～③の項目すべてに該当する世帯で、次の世帯の方がこの事業が利用できます。
- ・70歳以上の高齢者のみの世帯
 - ・身体障害者手帳1級・2級所持者のみの世帯
 - ・療育手帳「A」判定の所持者のみの世帯

◆どこを除排雪してくれるのですか?

- ・**玄関前除雪** 雪の堆積状況が概ね20cm以上となった時、玄関前から公道までの通行部分を1m幅程度除雪します。
- ・**屋根の雪降ろし** 住宅部分の雪の堆積状況が概ね50cm以上となった時、住宅部分の屋根の雪降ろしをします。(小屋等は対象となりません。)

◆何回でも利用できますか?

一年度において、玄関前除雪3回、屋根の雪降ろし3回まで利用できます。また、助成金額は、1回につき2万円までとなっています。

◆利用したい時に、どこに連絡するのですか?

地区の民生児童委員または、社会福祉協議会、役場に連絡してください。また、ご相談も受け付けていますので、下記の間合せ先までご連絡ください。

【お問い合わせ先】

藤里町町民課 健康福祉係 ☎79-2113
藤里町社会福祉協議会 ☎79-2848

必ずチェック最低賃金! 使用者も労働者も

秋田県最低賃金が10月13日から「時間額654円」に改正されています。また、12月30日から下記のとおり特定の産業の最低賃金が改正されています。

●非鉄金属製錬、精製業	1時間	779円
●電子部品、デバイス等製造業	1時間	715円
●自動車・同附属品製造業	1時間	751円
●自動車、自動車部品等小売業	1時間	738円

【お問い合わせ先】秋田県労働局賃金室

☎018(883)4266

自動車の登録手続きは 年度末を待たずにお早めに!

年度末、運輸支局の自動車検査・登録窓口は、例年大変込み合います。特に3月中旬以降は、自動車税課税基準(4月1日)前に名義変更や抹消登録手続きを行う方々による駆け込み申請など大変混雑します。

自動車の諸手続きをご予定の方は、比較的混雑の少ない3月上旬ごろまでに手続きされますようお願いいたします。

【お問い合わせ先】東北運輸局秋田運輸支局

☎050(5540)2012